

# 山口県報

平成24年  
6月1日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
統計調査の指定(統計分析課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	五
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)	七
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	八
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(二件)(砂防課)	八
道路の位置の指定(建築指導課)	九
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	九
公告	九
県営大年地区震災対策農業水利施設整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	九
一般競争入札の実施(物品管理課)	〇
基本測量の実施(監理課)	一
選管告示	一
手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者	一
公安委告示	一
警備員指導教育責任者講習の実施	二



### 山口県告示第百三十一号

山口県統計調査条例(平成二十一年山口県条例第二号)第二十条第一項の規定により、

統計調査を次のとおり指定する。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 統計調査の名称

平成二十三年山口県商品流通調査

#### 二 統計調査の目的

この統計調査は、山口県が作成する平成二十三年山口県産業連関表及び経済産業省が作成する平成二十三年地域産業連関表の基礎資料とするため、地域間における商品の流通状況を把握することを目的とする。

#### 三 統計調査の事項

(一) 平成二十三年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの期間について、次の事項を調査する。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 製造品の自工場生産額
- 3 消費地域別出荷の内訳
- 4 業種別出荷の内訳

(二) 調査事項の細目は、知事の定める調査票による。

#### 四 統計調査の範囲

この統計調査は、製造業の主要な品目(約三百二十品目程度)を生産している事業所について、経済産業省が作成した名簿を用い、各品目ごとに任意に選定した事業所を対象とする。ただし、経済産業省が直接調査する事業所は、除くものとする。

#### 五 統計調査の期日

平成二十四年七月一日現在で行う。

#### 六 統計調査の方法

自計申告とし、郵送方式により行う。

### 山口県告示第百三十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年六月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧

に供する。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー・エスジーエム株式会社  
住 所 周南市開成町四五五番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー・エスジーエム株式会社  
所在地 周南市開成町四五五番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $Nm^3/時$ )	工 事 着 手 予 定 日 期	工 事 完 成 予 定 日 期	使 用 開 始 予 定 日 期
五三一口 (二八基)	二二三	平成二四、 六、二二	平成二四、 七、二二	平成二四、 七、二二
五三一口	一、四〇〇	"	"	"
			間 隔 時 間 一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 時 間 間 隔 時 間 一 日 当 た り の 使 用 時 間
			連 続 二 四 時 間	変 動 な し

備考 「五三一口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃カス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $mg/l$ )	
五三一口 (二八基)	四	七	二七五
五三一口	"	"	二三五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 ( $m^3/日$ )	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
総合排水処理施設	コンクリート・鉄製	七五〇	中和・凝集沈殿・ろ過	連続	二四時間	変動なし	(既)		設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値		室態の値		汚水等の一日当たりの量( $m^3$ )
		処理前	処理後	最大	最小	
総合排水処理施設	水素イオン濃度(水素指数)	三	七	二二	二二	六五五・五
		四	六	二二	二二	七三一・五
	化学的酸素要求量( $mg/l$ )	二	七	二二	二二	
		二	六	二二	二二	
	浮遊物質質量( $mg/l$ )	二	七	二二	二二	
		二	六	二二	二二	
	鉍油類( $mg/l$ )	検出せず	検出せず	二二	二二	
		検出せず	検出せず	二二	二二	
	燃 <sup>2</sup>	〇・四	〇・四	二二	二二	
		〇・四	〇・四	二二	二二	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排水口の排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量( $m^3$ )
	最大	最小	
七	九	六	五三二
六	七	一〇	六〇〇

山口県告示第百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年六月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 田辺三菱製薬工場株式会社  
住 所 大阪市中央区北浜二丁目六番一八号  
住 場又は事業場の名称及び所在地 田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場  
所在地 山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能力 ( $m^3/日$ )	構造		使用の方法	
		工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間
四七七八	一〇	平成二四年六月二七日	平成二四年九月二八日	平成二四年一〇月一日	断続六時間 変動なし

備考 「四七七八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値						排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	動 植 物 油 脂 類 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	

五 排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値 及 び 排 出 水 の 量

種 類	凝 集 沈 殿 施 設		活 性 汚 泥 処 理 施 設		種 類		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )							
	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)				化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	動 植 物 油 脂 類 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	磷 (mg/l)		
	"	"	七・五	八・五	通 常 最 大	七・三	八・二	二七四	三三七	九二	二二〇	一	"	"	三、六九〇	三、八九七

(二) 処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 並 び に 汚 水 等 の 量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	活 性 汚 泥 処 理 施 設	凝 集 沈 殿 施 設	活 性 汚 泥 連 続	使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定		工 事 完 成 予 定		使 用 開 始 予 定
									年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
鋼 鉄 製	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	三、四二〇	活 性 汚 泥 連 続	凝 集 沈 殿	二 四 時 間	二 四 時 間	変 動 な し		( 既 )				( 設 )

(一) 種 類、構 造 及 び 使 用 時 間 間 隔 等

四 汚 水 等 の 処 理 施 設 に 関 す る 事 項

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		窒 素 の 値 (mg/l)		磷 の 値 (mg/l)		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常 最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	通 常 最 大	窒 素 の 値 (mg/l)	通 常 最 大	磷 の 値 (mg/l)	
四 七 一 八	五	七・三	七 六 八	一、六二四	五	一〇	四〇	四〇	検 出 せ ず	検 出 せ ず	五

備 考 (一) の 表 の 備 考 は、こ の 表 に つ い て 準 用 す る。

(二) 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 及 び 汚 水 等 の 量

第 四 十 七 号 の 医 薬 品 製 造 業 の 用 に 供 す る 分 離 施 設 を い っ。

山口県告示第二百三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年六月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー・エスジーエム株式会社  
住 所 周南市開成町四五五番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー・エスジーエム株式会社  
所在地 周南市開成町四五五番地
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	変更前	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
五三一口	三	六・三	一〇	一〇	五八
			六五〇	一、〇〇〇	七〇
			二	二	
			〇・四	〇・四	

No. 1	排 水 口	七・五	七・二	二・九	二〇	二	二〇	一	一三・八	一九・二	〇・一	〇・八	一三、六二〇	一四、四〇〇
-------	-------	-----	-----	-----	----	---	----	---	------	------	-----	-----	--------	--------

設 <sub>ふ</sub> つ <sub>酸</sub> 廃液処理施				総合排水処理施設				種	項	
処理後		処理前		処理後		処理前		目		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通	大	
"	七	"	三	"	七	"	三	常	二	
"	九	"	四・五	"	九	"	四	最	二	
"	三	"	一〇	六	五	六	五	通	五	
"	六	"	二〇	七	五	七	五	常	五	
"	五	"	七〇	"	一〇	"	六五〇	通	〇	
"	一〇	"	一〇〇	"	一〇	"	一、〇〇〇	常	〇	
"	"	"	"	"	"	"	検出せず	最	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	大	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	室	一	
"	"	"	"	"	"	"	"	常	二	
"	"	"	"	"	"	"	"	最	二	
"	"	"	"	"	"	"	"	通	〇	
"	"	"	"	"	"	"	"	常	四	
"	"	"	"	"	"	"	"	最	〇	
"	"	"	"	"	"	"	"	大	〇	
四	一	四	一	六五五・五	三七五	六五五・五	三七五	通	四	
				七三三・五	四一三	七三三・五	四一三	常		
五	一三	五	一三					最	大	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
四	三	四	三	四	三	四	三	四	三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	五	七	"
"	"	"	"	"	"	"	五	七	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五〇	二〇	六〇	二〇	"	六〇	"	六〇	一八四・五	二〇三・五
五五	二〇	六六	二〇	六六	六〇	六六	六〇		

備考 「五三一口」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 1 排水口	排水口	項目		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		変更後	変更前	
"	七	水素イオン濃度 (水素指数)	普通	六〇〇
		化学的酸素要求量 (mg/l)	普通	
"	九	浮遊物質 (mg/l)	普通	三三〇
		鉍油類 (mg/l)	普通	
"	一〇	窒素 (mg/l)	普通	六〇〇
		リン (mg/l)	普通	
六	五	浮遊物質 (mg/l)	最大	二九〇
七	五	鉍油類 (mg/l)	最大	三三〇

山口県告示第百三十五号

平成二十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関成

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	水源涵養保安林 (ヘクタール)	土砂流出防備保安林 (ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。)	五九・六〇	一八三・八六
橋本地区	萩市(平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。)	八三九・二二	二二〇・八九
大津地区	長門市	四〇五・一〇	一五五・五六
豊浦地区	下関市	三六〇・八三	一六九・四七
厚東川・厚狭川	宇部市 美祿市 山陽小野田市	六八二・三九	二二八・八〇
榎野川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)	二八三・四七	三三八・一九

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積 (ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積 (ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積 (ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積 (ヘクタール)
阿武町	四・三〇	宇部市	〇・一二	上関町	九・〇三	島防大	一一・五八
萩市	二七・三八	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇六		
下関市	一一・六五	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		

佐波川	徳山地区	田布施川・島田川	由宇川・柳井川	錦川下流	大島地区
波都徳地町の区域に限る。)	下松市(平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町)の区域に限る。)	光市(平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町及び平生町)の区域に限る。)	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂市(平成一八年三月十九日における玖珂市)及び周東町の区域に限る。)	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂市(平成一八年三月十九日における玖珂市)及び周東町の区域に限る。)	大島郡周防大島町
六九六・九〇	三八五・三二	一四一・四九	一四・六六	五二・八三	六・九八
三三七・〇三	一四五・九五	六五・一四	一五七・四九	一一七・四一	

三 保健保安林

山 口 県	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)
一三三・七一	

山口県告示第二百三十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称  
上原西(3)地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
柳井市	遠 崎	宇治ケ久保	四二二の四	一号
"	"	"	四二二の四	二号
"	"	"	四〇三の三	三号
"	"	"	四一四の三	四号
"	"	"	四二二の一	五号
"	"	"	四二二の四	六号

山口県告示第二百三十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和六十二年山口県告示第八百十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関成

- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
下関市	豊北町大字神田	平 岩	一四八六の一	一号
"	"	汐 崎	一一三七の一	二号
"	"	平 岩	一一四三	三号
"	"	汐 崎	一一三七の一	四号
"	"	平 岩	一一四三	五号
"	"	汐 崎	一一三七の一	六号
"	"	平 岩	一一四三	七号
"	"	汐 崎	一一三七の一	八号
"	"	平 岩	一一四三	九号
"	"	汐 崎	一一三七の一	十号
"	"	平 岩	一一四三	十一号
"	"	汐 崎	一一三七の一	十二号
"	"	平 岩	一一四三	十三号
"	"	汐 崎	一一三七の一	十四号
"	"	平 岩	一一四三	十五号
"	"	汐 崎	一一三七の一	十六号
"	"	平 岩	一一四三	十七号

山口県告示第二百三十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成九年山口県告示第二百三十五号)の一部を次のように改正する。



平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関成

坂本地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。  
 二 区域の範囲  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた区域

郡名	町名	大字名	字名	地番	標柱番号
大島郡	周防大島町	日	惣	六三六の一	一号
"	"	"	"	六三三の一	二号
"	"	"	"	六二六の一	三号
"	"	"	"	六二六の一	四号
"	"	"	"	六二六の一	五号
"	"	"	"	六〇一の一	六号
"	"	"	"	六〇一の一	七号
"	"	"	"	六〇九	八号
"	"	"	"	六〇九	九号
"	"	"	"	五八〇	十号
"	"	"	"	五七八	十一号
"	"	"	"	五〇五の一	十二号
"	"	"	"	六一〇	十三号
"	"	"	"	六一〇	十四号
"	"	"	"	六一六の一	十五号
"	"	"	"	四九七の一	十六号
"	"	"	"	四七八の二地先	十七号
"	"	"	"	一七二〇	十八号
"	"	"	"	一七二〇	十九号
"	"	"	"	一六八八	二十号

山口県告示第二百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

その位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
熊毛郡田布施町大字下田布施字蛭子屋八六一の七及び八六三の一	五・〇	二六・六	一三三・三三

山口県告示第二百四十号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関成

一の表中、「財団法人山口県国際総合センター」を「財団法人山口県国際総合センター」に、「財団法人秋交協会」を「財団法人秋交協会」に改める。



(二四四) 県営大年地区震災対策農業水利施設整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営大年地区震災対策農業水利施設整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類  
県営大年地区震災対策農業水利施設整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十四年六月四日から同月二十五日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(二四五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項  
次に掲げる物品等の購入  
(一) 物品等の名称及び数量  
ネットワークパソコン 六百十五台
- (二) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成二十四年九月二十八日
- (四) 納入場所  
山口県地域振興部情報企画課ほか百十五箇所
- 二 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。  
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百

- 七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十四号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十四年七月十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十四年七月十二日午前十時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十四年七月十二日午前十時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三―九三三―三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: Network personal computers 615 sets
- (3) Delivery period: September 28, 2012
- (4) Delivery place: Information Technology Planning Division and 115 other places
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., July 11, 2012  
(In case of bringing a tender: 10:30 A.M., July 12, 2012)

(二四六) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十四年六月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類  
基本測量(精密測地網高度地域基準点測量)
  - 二 作業の地域  
山口市、岩国市及び熊毛郡上関町
  - 三 作業の期間  
平成二十四年六月一日から平成二十五年三月八日まで
- ―――
- 一 作業の種類  
基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
  - 二 作業の地域  
防府市及び山陽小野田市
  - 三 作業の期間  
平成二十四年八月一日から平成二十五年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第三十七号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第八条第六項の規定による申込みがあった場合において、当該申込みに係る手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定める。

平成二十四年六月一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

- 日本放送協会
- 山口放送株式会社
- テレビ山口株式会社
- 山口朝日放送株式会社



### 山口県公安委員会告示第二十号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号)の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十四年六月一日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員  
(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十四年七月十八日(水曜日)から同月二十四日(火曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十五日(水曜日)の午前九時から午後六時三十分まで)

イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

平成二十四年七月二十三日(月曜日)及び同月二十四日(火曜日)の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月二十五日(水曜日)の午前九時から午後五時三十分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第一号に規定する業務(以下「第一号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)(に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)(に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習  
第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のアからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間  
平成二十四年六月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)まで  
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先  
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法  
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。  
提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第一号警備業務従事証明書」という。)(、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影し

た無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。  
(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者については四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者については二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三―九三三―〇一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成二十四年六月一日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁